

## 令和7年度第3回吉田町部活動の在り方協議会

1 日 時 令和8年2月17日(火) 14時30分～16時30分

2 場 所 吉田町役場 5階会議室2

3 進 行 学校教育課

4 次 第

(1) 教育長あいさつ

(2) 議 事

ア 国が示す最新の方針について

イ 吉田町地域クラブ運営マニュアル(案)について

ウ 地域クラブ指導者確保状況について

エ 吉田町地域クラブ参加者確保方法(案)について

オ 今後の予定(案)について

5 委員からの質問及び意見等

(1) 国が示す最新の方針について

- ・認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(ひな型)P7⑥「役員(代表、副代表、会計、監事)の選任・解任に関する事」…役員は保護者がやるのか、どこがやるのか?

→国の示したひな型を基に、今後、町の要綱を作成する予定。役員を選任はクラブ加入生徒の保護者となる想定。

- ・認定制度について、運営母体を作ることが必要と解釈したが、それでは9月からのスタートは難しいと想定されるが?

→事務局のイメージとしては、地域の方が、もしくは教員が兼職兼業届を提出してクラブの代表や指導者を担う、会計は保護者の方が担う、など、色々なパターンでクラブ組織ができていく、という想定。

- ・9月からスタートできる体制が整うのか?

→事務局として、整える予定。

(2) 吉田町地域クラブ運営マニュアル(案)について

- ・P4の⑱の前に「新規」と入れた方がいいのではないか?※を入れて注釈を入れるなど。

→参考にさせていただきます。

- ・経緯のページに、いつから地域クラブがスタートするか、はっきり明記した方が保護者がわかりやすいのではないか?

→参考にさせていただきます。

本マニュアルを暫定版とし、2月中に公表することについて、承認。(随時見直しをしていくことを前提とする。)

(3) 地域クラブ指導者確保状況について

- ・地域の指導者に、従来の学校教育の一環である生活指導をどこまでお願いできるかが不透明。

→運営マニュアルの指導者の条件の1つに「中学校の部活動顧問の方針・考えとの連携を図ることができる。」というものがあり、学校と連携を取りながら指導していただく必要がある。

- ・教員が兼職兼業により地域クラブ指導者となる場合、教員が会計処理を行うことはできない。月謝の管理を教員が行うことは不適切であると思う。

→保護者会等で会計担当者を決めていく。

- ・教員複数人体制も想定にあるか？

→現在、部活動も顧問複数体制としている。

(4) 吉田町地域クラブ参加者確保方法(案)について

- ・5月に協議会を開催するという説明があったが、吉田中学校では4月中に入部手続きが完了している。4月にどのような説明がされるのか？

→吉田中学校において4月の部活動顧問者会や生徒への全体指導があるので、そのような機会によし活クラブに加入しなければ中体連の大会に参加できないことなどを事務局から説明する予定。

- ・参加生徒が足りなくなった場合、クラブの継続をどうするかというルールがマニュアルに定められていない、また、複数の地域クラブが合同で大会に出場することはおそらく不可となると思われる。現時点の情報を教えてほしい。

→事務局と学校が連携をとって情報を得ていくことが必要。

- ・資料4について、「不参加の場合は、中体連の大会に参加できない」は、R9からの話である。3年生引退後、改めてクラブ加入意向の有無をとってもいいのではないか？

→今後、学校と事務局で調整して確認書を完成させていく。

- ・指導者資格が必要になってくるのでは？

→今のところ不明だが、マニュアルの中では指導者資格は求めている。

(5) 今後の予定(案)について

- ・3月は部活動顧問が発表されていないが、指導希望アンケートは実施可能か？

→アンケートをとるのは難しいが、話を聞くことは可能。

(6) その他意見等

- ・地域クラブになると、何が変わるかという問い合わせがある。説明をしてほしい。

- ・小学校では、部活動が変わる、というざっくりとした情報しか入ってきていない。

→小学校にも周知が必要。

- ・会費の金額の目安の説明も必要。参加にどれだけお金がかかるかも、保護者が気にしている。

- ・茨城県土浦市のホームページがわかりやすく、指導者確保の記事もあるので、参考に。

- ・保護者等への説明は丁寧に行っていくことが必要。